

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

○ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。さらに、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



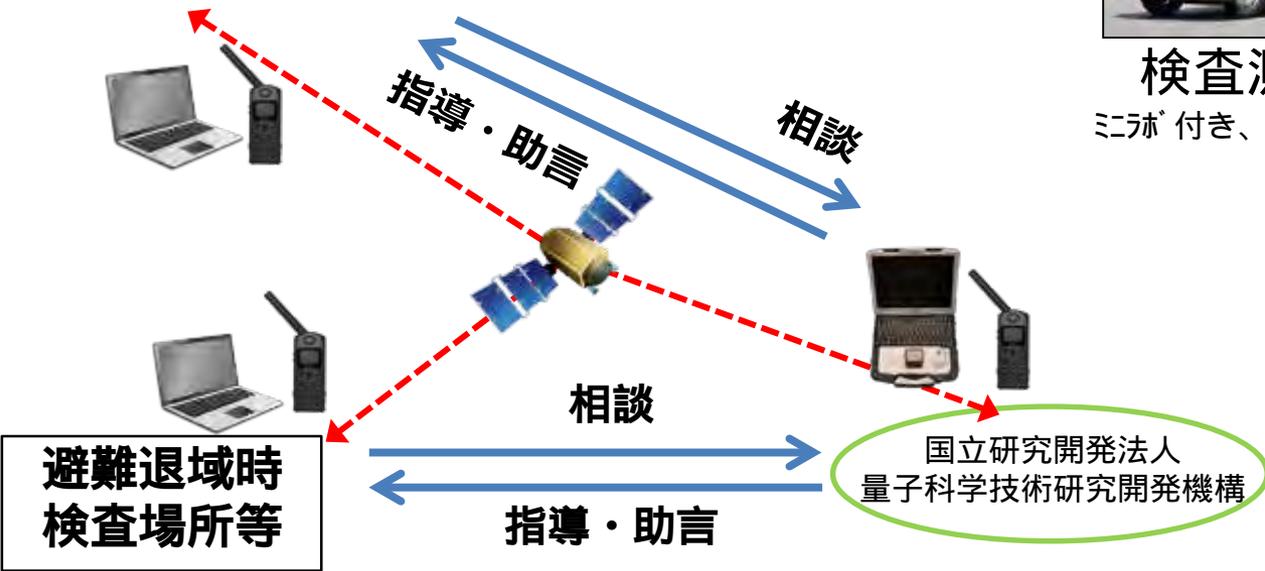
支援車
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査測定車
リモテ付き、線量評価測定



大型救急車
患者搬送



2011.03 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC（大熊町）での活動



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による協力体制

○ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター（OFC）や緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



平成23年東日本大震災時における
国立研究開発法人日本原子力研究
開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



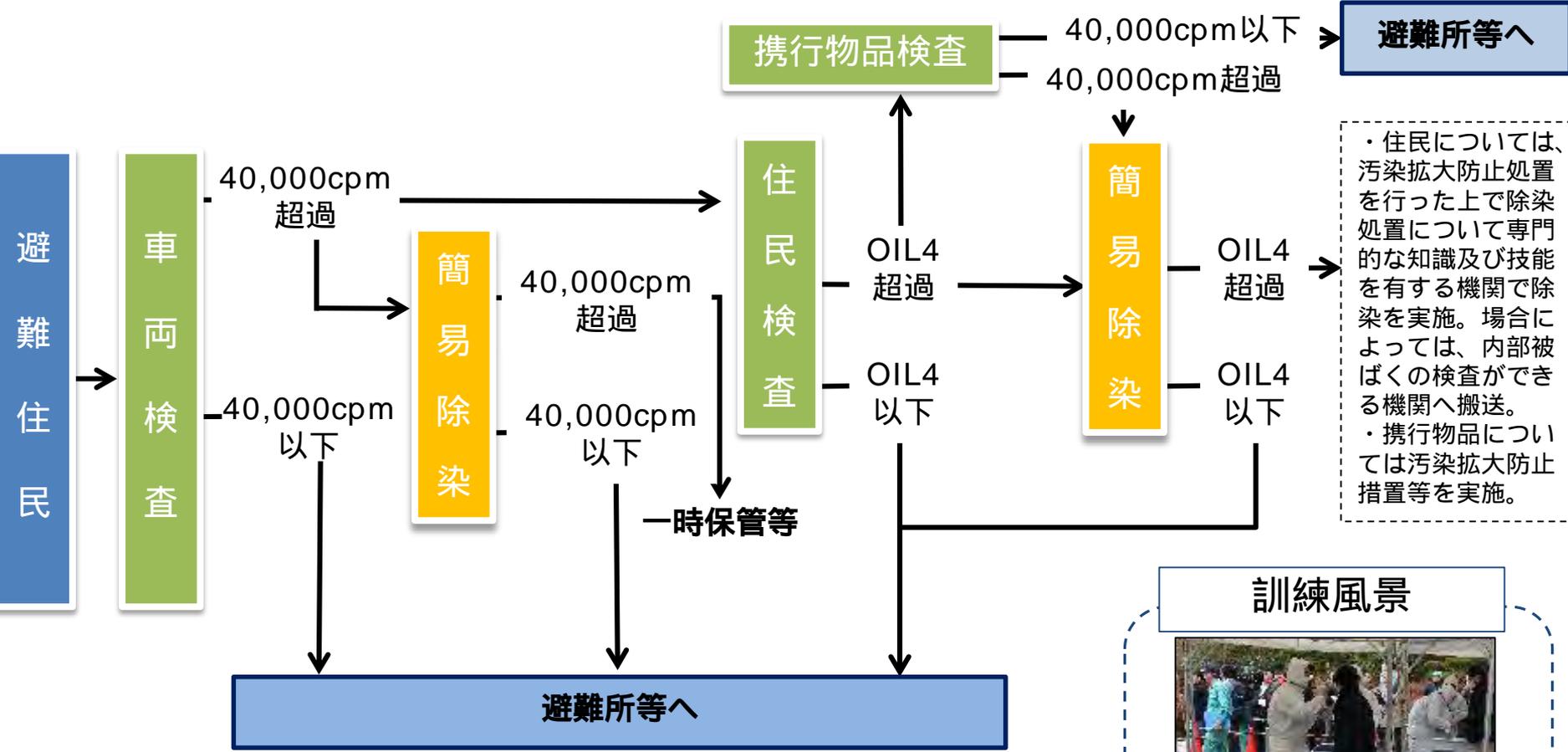
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



・住民については、汚染拡大防止処置を行った上で除染処置について専門的な知識及び技能を有する機関で除染を実施。場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関へ搬送。

・携行物品については汚染拡大防止措置等を実施。

訓練風景



避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

○ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療 【58医療機関】

避難退域時検査
ふき取り等の簡易な除染

軽度の外傷等の治療
健康相談 等

二次被ばく医療 【10医療機関】

一次除染で十分除染できない場合等に実施

シャワー等を用いた除染
ホール・ディカウンタ等による内部被ばく評価
被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターが対応

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【国立大学法人長崎大学、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が実施】

高度専門的な線量評価
高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療等

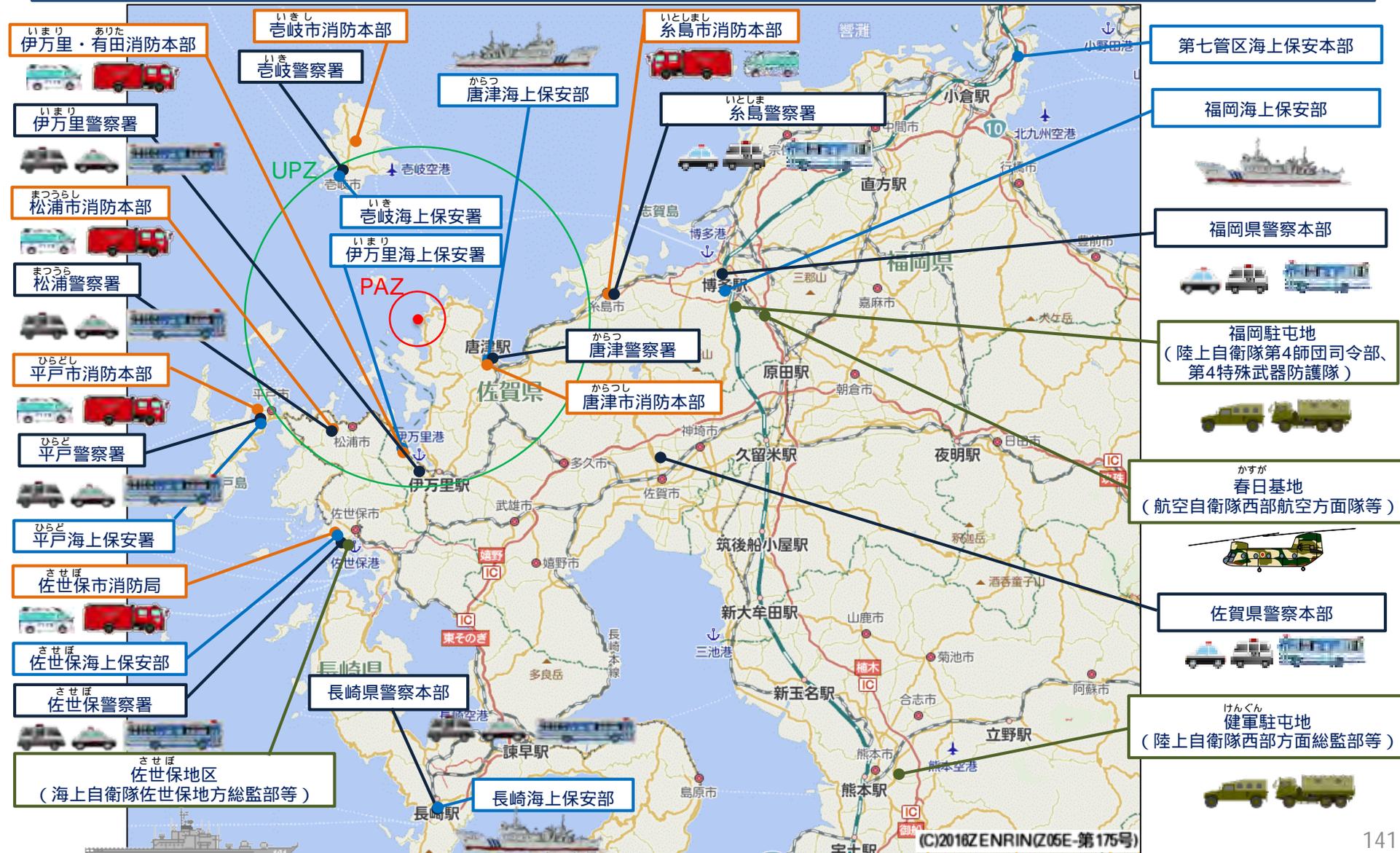


関係自治体は、原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録等、原子力災害医療体制の構築に向けて取り組みを実施。内閣府及び原子力規制庁は、関係自治体の原子力災害医療体制の構築に向けた取り組みを支援。

11 . 国の実動組織の支援体制

玄海地域周辺の主な実動組織の所在状況

○ 不測の事態の場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるウェブサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊

全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊

全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣

全国の管区海上保安本部による支援

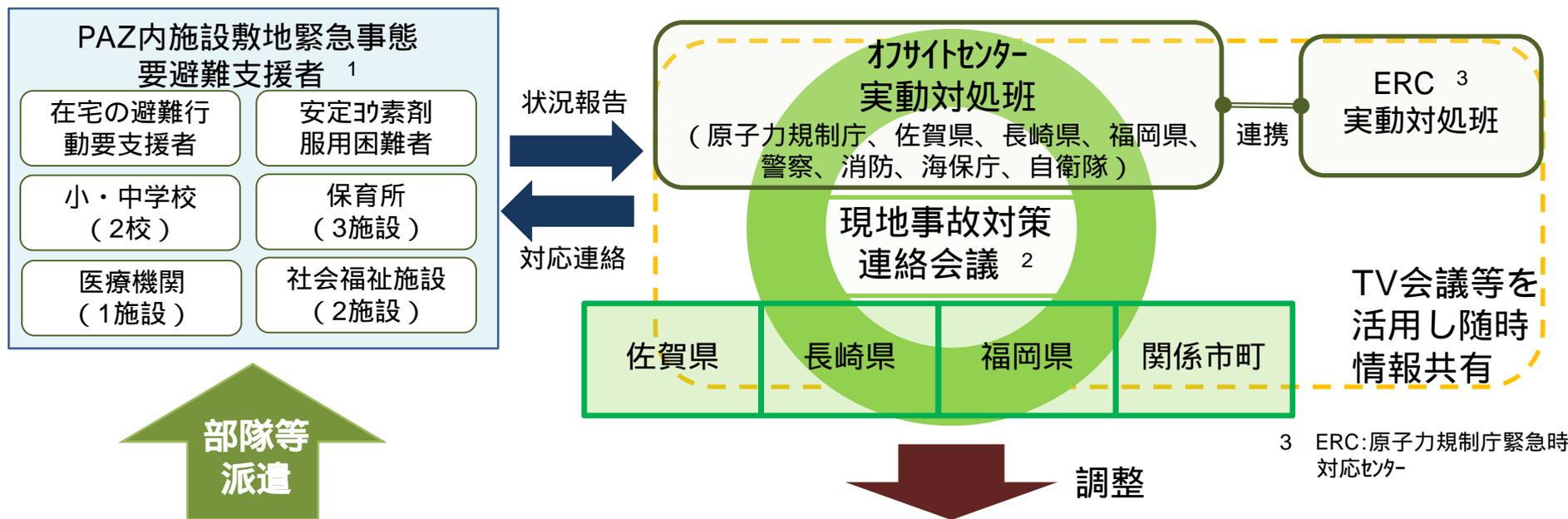
災害派遣・原子力災害派遣

全国の陸・海・空の自衛隊による支援



○ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター-実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

オフサイトセンター-実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
不測の事態における佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



<警察>
佐賀県警察本部
長崎県警察本部
福岡県警察本部
九州管区警察局

<消防>
唐津市消防本部
その他関係市町管轄消防機関

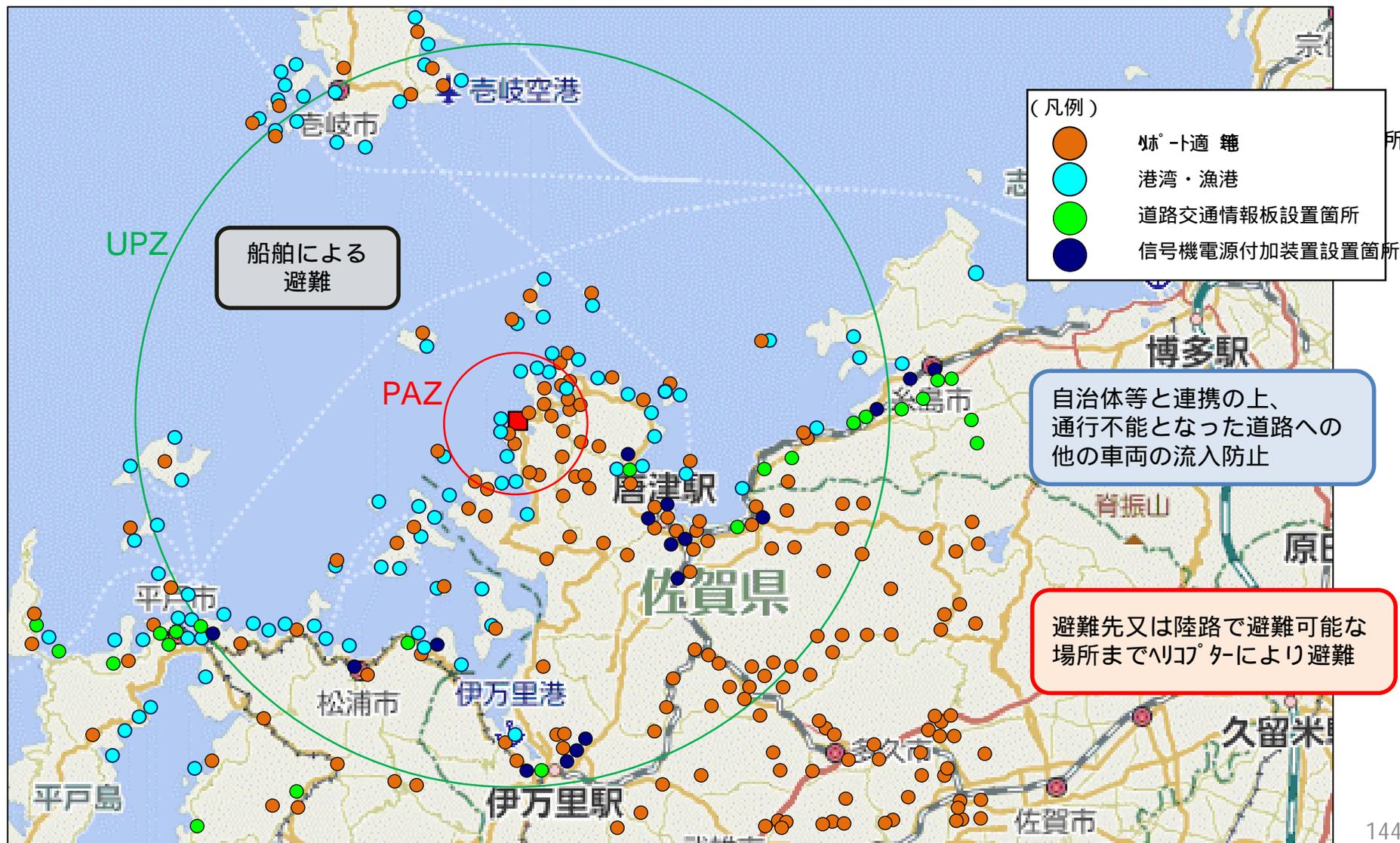
<海上保安庁>
第七管区海上保安本部
唐津海上保安部
佐世保海上保安部
福岡海上保安部

<自衛隊>
陸上自衛隊西部方面総監部
海上自衛隊佐世保地方総監部
航空自衛隊西部航空方面隊

1 全面緊急事態においては、PAZ内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ内のうち対象地域の住民等を対象
2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

○ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両による避難ができない場合は、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町からの要請により、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による各種支援を必要に応じて実施。



自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

○ 佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ü 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ü 避難住民の誘導・交通規制
- ü 避難指示の伝達
- ü 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- ü 避難行動要支援者の搬送の支援
- ü 傷病者の搬送
- ü 避難指示の伝達



海上保安庁

- ü 巡視船艇による住民避難の支援
- ü 緊急時に列ク支援
- ü 船舶等への避難指示の伝達
- ü 海上における警戒活動



防衛省

- ü 緊急時に列ク支援
- ü 被害状況の把握
- ü 避難の援助
- ü 人員及び物資の緊急輸送
- ü 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ü 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

